

模擬試験問題 解答・解説 (2020.8.11)

問1. 4 休憩仮眠施設の事業計画の変更は認可事項

問2. A-1 B-1 C-2 D-1

問3. 2.3

1. 誤り。アルコール検知器備付は事業者が行うこととなっており、運行管理者の業務は運転者に点呼の実施、報告・確認・指示を行い、点呼記録簿へ記録・保存し、アルコール検知器を常時有効に保持することである。
4. 誤り。運行管理規定の制定は事業者の義務であり、運行管理者の業務ではない。

問4. A-4 B-6 C-5

問5. 2.3

1. 速報事案には抵触しない。なお、3時間以上鉄道車両の運転を休止させた場合、30日以内の事故報告事案に該当する。
4. 速報事案には抵触しない。「5人以上の重傷者」や「10人以上の負傷者」が生じたものは速報に抵触するが、本問題では負傷者9名、うち重傷者4名のため、どちらにも該当しない。

問6. 4

1. 誤り。常時選任運転手は2ヵ月以内の期間を定めて使用される者であってはならない。
2. 誤り。一の運行を開始してから終了するまでの時間は144時間以上。
3. 誤り。安全規則上の「酒気を帯びた状態」とは、道交法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ml又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/mlであるか否かを問わないものである。」となっており、わずかでもアルコールが出た場合、乗車させてはならない。

問7. 3 やむを得ない事情がある場合は、乗務を開始した後、1ヵ月以内に実施する。

問8. 4

他の事業者において運行管理者として選任されていた場合であっても、新たに事業者で選任された場合には、選任届をした日の属する年度（やむを得ない理由がある場合においては当該年度の翌年度）に受講させなければならない。

問9. 2 任意の位置ではなく、見やすいように表示しなければならない。

問10. 1 保安基準適合標章があれば車検証の備え付けがなくとも、運行の用に供することができる。

問11. A-1 B-1 C-2 D-2

問12. 1.3

2.	✕	2.0m	➡	○	1.8m
4.	✕	4.1m	➡	○	3.8m

問13. 1. ✕ 徐行しなければならない ➡ ○ 歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

問14. 1.3

2.	✕	5メートル以内	➡	○	3メートル以内
4.	✕	5メートル以内	➡	○	1メートル以内

問15. 1.3

2.	誤り。準中型免許を受けたものであって、21歳以上かつ普通免許を受けていた期間が通算して3年以上の者は、車両総重量が3,500キログラム以上、7,500キログラム未満のもの、最大積載量が2,000キログラム以上4,500グラム未満の準中型自動車を運転することができる。				
4.	誤り。準中型免許を取得後1年経過しない者が準中型自動車を運転する場合、初心者マーク（初心運転者標識）が必要となる。				

問16. 2.4

1.	誤り。身体障害者用の車椅子が進行しているときは、一時停止し、または徐行して、その通行を妨げないようにしなければならない。				
3.	誤り。停留所において乗客の乗降りのため停車していた乗合自動車が発進するために進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、 <u>その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き</u> 、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。				

問17. A-1 B-2 C-1

問18. 3

✕	3カ月	➡	○	2カ月
✕	6カ月	➡	○	4カ月

問19. 3

誤り。就業規則の作成又は変更については、労働者の過半数で組織する労働組合（労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者）の意見を聞かなければならない。➡ 同意までは必要ない。

問20. A-1 B-2 C-2 D-2

問21. 1.3

2. 分割休息は当分の間、一定期間における全勤務回数
✕ 3分の2 ➡ ○ 2分の1までが限度

4. 2暦日における拘束時間は
✕ 26時間 ➡ ○ 21時間を超えないものとする

問22. 2.3

1. 適合していない

乗務開始	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	乗務終了
	30分	10分	2時間	15分	30分	10分	1時間30分	1時間	2時間	15分	1時間30分	10分	1時間	

合計30分の運転以外の時間（上記の場合は休憩時間）を取得した時点で運転時間中断となるが、枠内は「30分以上運転中断」をする前に運転時間の合計が4時間を超えているため、改善基準告示違反となる。

4. 適合していない

乗務開始	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	休憩	運転	乗務終了
	1時間	10分	1時間30分	15分	30分	5分	1時間30分	1時間	2時間	10分	1時間30分	10分	30分	

休憩時間等5分未満は運転時間中断として扱われない。枠内は「30分以上の運転中断」をする前に運転時間の合計が4時間を超えているため、改善基準告示違反となる。

問23. 4

拘束時間は1箇月=293時間（ただし、労使協定がある時は、1年のうち、6箇月までは、1年間について3,516時間を超えない範囲において320時間まで延長可能

1. 適合していない

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	279	289	295	275	319	285	280	269	322	295	290	293	3,491

1箇月の拘束時間が320時間を超えている

2. 適合していない

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	293	289	293	294	315	285	280	290	301	293	294	293	3,520

年間の拘束時間が3,516時間を超えている

3. 適合していない

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	296	280	295	290	309	295	283	280	296	297	300	291	3,512

拘束時間293時間を超えた月が7箇月ある

問24. 「適」 1. 3

「不適」 2. 4

2. 乗務前点呼では、「日常点検の実施」について報告を求め、確認を行わなければならない。
4. 定期点検は運行管理者の業務外であり、定期点検を怠ったことが原因の事故であれば、資格者証の返納はない。

問25. 「適」 1. 2. 3

「不適」 4

4. 平成28年度中の事業用自動車第1当事者となった人身事故の類型別発生状況によると、「追突事故」が全体の約半数で最も多く、次いで「出会い頭衝突」となっている。

問26. 「適」 1. 2. 4

「不適」 3

3. 運行管理者は乗務員の健康状態の把握に努め、安全な運転ができないおそれがある乗務員を乗務させてはいけない。そのため、医師からの所見が出されているにも関わらず、従来同様の業務を継続させるのは適切でない。

問27. A-1 B-2 C-1 D-2

問28. 「適」 3

「不適」 1. 2. 4

1. 異常気象その他の理由により輸送の安全確保に支障を生ずるおそれがある時は、運行管理者が乗務員へ適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならず、運転者自らの判断で運送中断等を行うことを支持するのは適切でない。

2. 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難する時は、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままか、運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

4. 踏切を通過する際には、直前で停止し、安全確認をした上で進行を行う。前方車両により安全に通過ができない状況で踏切に進入してはならない。

問29. 3

(参考：1人乗務の場合の主な改善基準告示等)

拘束時間 (始業から終業までの時間)	・1日 原則13時間以内 最大16時間以内 (15時間超えは1週間2回以内) ・1か月 293時間以内
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	・継続8時間以上
運転時間	・2日平均で、1日あたり9時間以内 ・2週間平均で、1週間あたり44時間以内
連続運転時間	・4時間以内
休日労働	・2週間に1回以内、かつ、1ヵ月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内。

● 1. 1日の拘束時間及び休息期間について

【拘束時間】

問 2 9

前日 当該運行の前日は、この運行を担当する運転者は、休日とする。

始業時刻 6時00分	出庫時刻 6時30分											到着時刻 19時45分	終業時刻 20時00分
1日目	乗務前 点呼 (営業所)	運転	荷積み	運転	休憩	運転	休憩	運転	荷下ろし	運転	乗務後 点呼	宿泊所	
		1時間	1時間	3時間	1時間	2時間	15分	3時間	1時間	1時間			

始業時刻 4時00分	出庫時刻 4時30分											到着時刻 16時45分	終業時刻 17時00分
2日目	乗務前 点呼	運転	荷積み	運転	休憩	運転	中間点呼 休憩	運転	荷下ろし	運転	乗務後 点呼	宿泊所	
		1時間	1時間	1時間30分	15分	2時間30分	1時間	3時間	1時間	1時間			

始業時刻 4時00分	出庫時刻 4時30分											到着時刻 16時45分	終業時刻 17時00分
3日目	乗務前 点呼	運転	荷積み	運転	中間点呼 休憩	運転	休憩	運転	荷下ろし	運転	乗務後 点呼	宿泊所	
		1時間	1時間	3時間	1時間	2時間	15分	2時間	1時間	1時間			

始業時刻 5時00分	出庫時刻 5時30分											到着時刻 21時30分	終業時刻 22時00分
4日目	乗務前 点呼	運転	荷積み	運転	フェリー乗船	運転	休憩	運転	荷下ろし	運転	乗務後 点呼 (営業所)	宿泊所	
		1時間30分	1時間	2時間	3時間	2時間	1時間	3時間	1時間	1時間30分			

翌日 当該運行の翌日は、この運行を担当する運転者は、休日とする。

【拘束時間】

始業時刻から起算して24時間の中で拘束された時間

1日目 6:00~20:00 = 14:00
2日目 4:00~6:00 = 2:00
↓
1日目の拘束時間 16:00

2日目 4:00~17:00 = 13:00
↓
2日目の拘束時間 13:00

3日目 4:00~17:00 = 13:00
↓
3日目の拘束時間 13:00

4日目 5:00~22:00 = 17:00
フェリー乗船 3:00は拘束時間から引く
17:00-3:00=14:00
→ 4日目の拘束時間 14:00

【休息期間】

- 1日目 20:00~4:00 = 8:00
- 2日目 17:00~4:00 = 11:00
- 3日目 17:00~5:00 = 12:00

※ 上記により、1日の拘束時間及び休息期間については改善基準告示違反に該当しない。

● 2. 2日平均9時間の運転時間について

< 4日にわたる運行計画 >

運転時間
2日平均1日あたり 9時間以内か

前日 当該運行の前日は、この運行を担当する運転者は、休日とする。

始業時刻	出庫時刻	到着時刻	終業時刻
6時00分	6時30分	19時45分	20時00分
1日目	乗務前点呼(営業所) 1時間	運転 1時間	荷積み 3時間
	休憩 1時間	運転 2時間	休憩 15分
	運転 3時間	荷下ろし 1時間	運転 1時間
	乗務後点呼 1時間	宿泊所	
4時00分	4時30分	16時45分	17時00分
2日目	乗務前点呼 1時間	運転 1時間	荷積み 1時間30分
	休憩 15分	運転 2時間30分	中間点呼 1時間
	休憩 1時間	運転 3時間	荷下ろし 1時間
	乗務後点呼 1時間	宿泊所	
4時00分	4時30分	16時45分	17時00分
3日目	乗務前点呼 1時間	運転 1時間	荷積み 3時間
	休憩 1時間	運転 2時間	中間点呼 1時間
	休憩 15分	運転 2時間	荷下ろし 1時間
	乗務後点呼 1時間	宿泊所	
5時00分	5時30分	21時30分	22時00分
4日目	乗務前点呼 1時間30分	運転 1時間	荷積み 2時間
	フェリー乗船 3時間	運転 2時間	休憩 1時間
	運転 3時間	荷下ろし 1時間	乗務後点呼(営業所) 1時間30分
翌日	当該運行の翌日は、この運行を担当する運転者は、休日とする。		

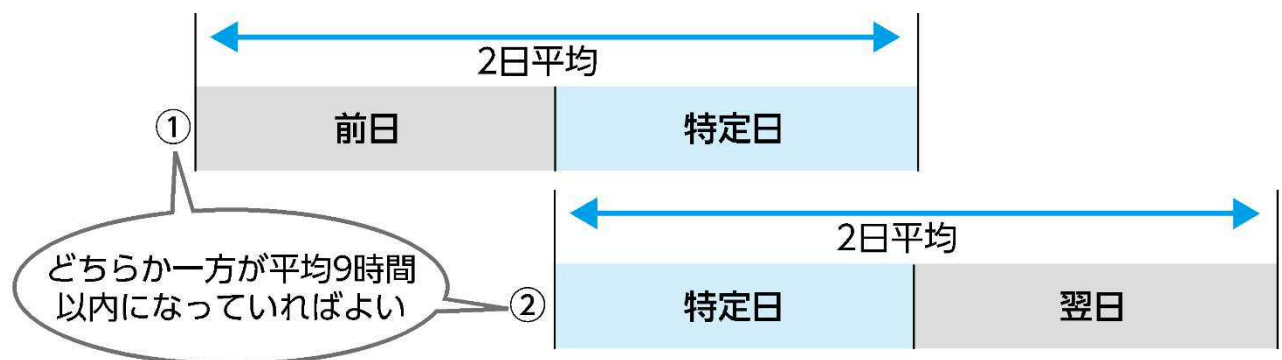


※ 2日平均1日あたり9時間は・・・

- ① 特定日とその前日との平均
- ② 特定日とその翌日との平均

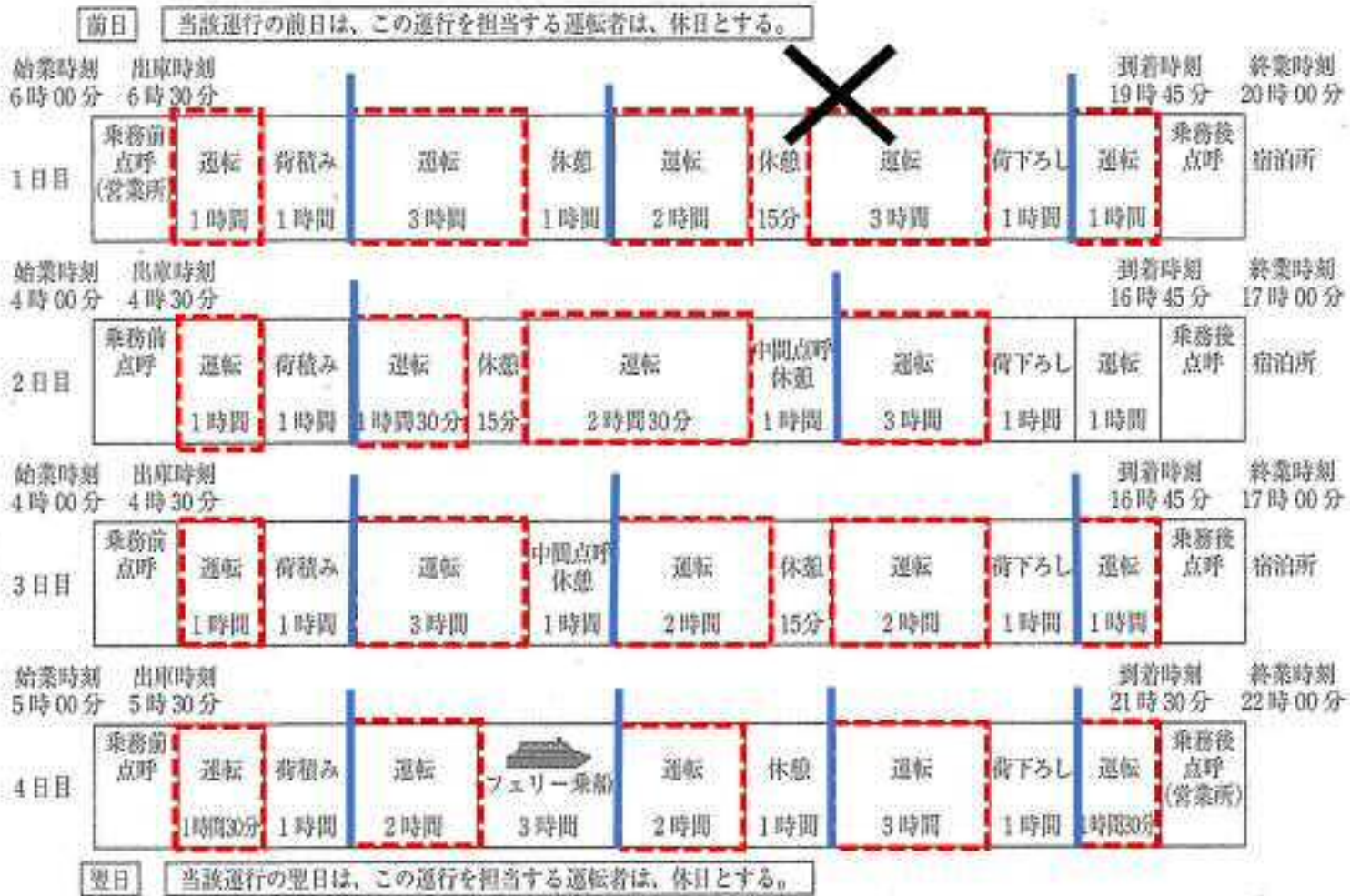
のどちらか一方が平均9時間以内となっていれば、違反とはならないため、本計画においては2日平均1日当たりの運転時間は改善基準告示違反に該当しない。

❖ 2日平均9時間の考え方 ❖



● 3. 連続運転時間について

< 4日にわたる運行計画 >



赤の破線は運転時間を、青線は30分以上の運転以外の時間があったことにより、連続運転時間がリセットされた場所を示す。

※ 上記により、連続運転時間については、改善基準告示違反に該当する。

問30. A-2 B-4 C-8 D-10